2 1 町監第41号の2 2 0 2 1年12月 9日

町田市議会議長 熊沢 あやり 様町 田市長 石阪 丈一様

町田市監査委員 小泉めぐみ

同 古 川 健太郎

同 大西宣也

同山下てつや

2021年財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の 規定による主管部課の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書 を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、 同条第14項の規定により通知願います。

2021年財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項 の規定による主管部課の監査

なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

(1) 対象団体等

団体名称	補助金名称	主管部課
一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス (町田市外郭団体)		市民部市民協働推進課
町田市町内会・自治会連合会	町田市町内会・自治会連 合会補助金	市民部 市民協働推進課
相原中村町内会	町田市町内会・自治会集 会施設整備事業補助金	市民部 市民協働推進課

(2) 対象事務

2020年度(必要に応じて2021年度及び2019年度以前を含む。)に執行された出資(出えん)団体の事業及び補助金に係る出納その他の事務

3 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1)出資(出えん)目的に沿っ	ア 出資(出えん)による権利は財産台帳に登録
た事業運営が行われないリ	され、決算書類に適正に表示されているか
スク	イ 定款(寄附行為)並びに経理規程等諸規程は
	整備されているか
	ウ 設立目的(出えん目的)に沿った事業運営が
	行われているか
	エ 市は、事業の効果及び履行の確認を報告書等
	により行っているか
(2)出資(出えん)団体として	ア 出資(出えん)団体としての経理及び補助金
の経理及び補助金に係る経	に係る経理は適正に行われているか
理が適正に処理されないリ	イ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正に行われ、
スク	領収書類の整備、保存は適切に行われているか
	ウ 会計処理上の責任体制は確立されているか

	エ 決算諸表等は法令等に準拠して作成され、事
	業成績、財政状況は適正に表示されているか
	オ 資金の運用及び財産管理は適切か、また、経
	費節減は図られているか
(3)補助金の交付目的が達成	ア 補助金の交付申請、実績報告は適正に行われ
されないリスク	ているか
	イ 補助対象事業は、計画に従って実施され、十
	分効果が上げられているか
	ウ 補助金が補助対象事業以外に流用されていな
	いから
	エ 市は、補助金の効果及び履行の確認を実績報
	告書等により行っているか
(4) 市が不正・不要な支出を	ア 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等
行うリスク	は適正か

4 監査の実施内容

出納関係帳簿、関係書類の閲覧、証ひょう等の突合を行ったほか、対象団体及び主管 部課の職員に対して質問を行った。

5 監査の期間及び実施場所

2021年7月27日から2021年11月29日まで町田市庁舎、町田市民フォーラム及び中村公会堂で監査を実施した。

6 監査の結果

町田市監査基準第14条に基づき、対象部の長から弁明、見解等を聴取し、事務がおおむね適正に執行されていることを確認した。しかし、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので対象団体ごとに以下に述べる。

なお、報告書中の【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、 改善の検討を要望する事項である。

(1) 一般財団法人 町田市地域活動サポートオフィス

<概要>

.,	,							
出資(出えん)団体			個体	一般財団法人町田市地域活動サポートオフィス				
設	立生	F 月	日	2019年4月8日				
所	<i>t</i> :	Ē	地	町田市原町田四丁目9番8号				
設	立根	拠 法	令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律				
基	本	財	産	3,000,000円(町田市出えん金3,000,000円)				
設	立	目	的	市内で活動する団体、地域住民、企業、大学などの連携、 協働を促進し、ひと、もの、かね、場、情報などの資源を市 内で活動する団体自らが十分に活用できるよう支援すること で、地域における課題解決の取組みの充実、拡大につなげる ことを目的とする。				
事	業	内	容	1 地域活動に関するコーディネート事業 2 地域活動に関する情報収集及び発信事業 3 地域活動を行う組織に対する基盤強化事業 4 地域活動に関する人材育成事業 5 地域活動に関する調査研究事業 6 地域活動に関する資金調達事業 7 その他この法人の目的を達成するために必要な事業				

<経営成績及び財政状態>

(単位:円)

A P / / / / / / / / / / / / / / / / / /										
科 目				2019 年度	2020 年度		増減額			
経		常		収		益	24, 601, 021	25, 894,	869	1, 293, 848
当	期	経	常	増	減	額	7, 134, 383	2, 128,	175	△5, 006, 208
当	期一	般正	味見	材産	増渥	找額	7, 651, 535	2, 058,	175	△5, 593, 360
資		産		合		計	11, 709, 247	14, 119,	929	2, 410, 682
負		債		合		計	1, 057, 712	1, 410,	219	352, 507
正	味	則	t ē	産	合	計	10, 651, 535	12, 709,	710	2, 058, 175

<町田市からの委託料の推移>

(単位:円)

委託業務名	2019 年度	2020 年度	増減額
町田市地域活動サポートオフィスに おける中間支援業務	24, 208, 900	24, 160, 400	△48, 500

⁽注)表中の金額は、全て税込みである。

<主要事業の実績>

事業名	2019 年度	2020 年度
地域活動に関するコーディネート事業 (相談対応件数)	114 件	137 件
地域活動を行う組織に対する基盤強化 事業/人材育成事業(講座実施回数)	15 回	24 回
地域活動に関する調査研究事業 (ヒア リング団体数)	25 団体	10 団体

⁽注) 町田市公表の外郭団体基本情報から引用

【意見】出資(出えん)団体への指導監督については、法人税法施行令等に基づき、適正 に行うよう努められたい

法人税法施行令第5条では、収益事業に規定する事業として請負業を定め、法人税基本通達15-1-28では、公益法人等が事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合において、実費弁償により行われるものであり、かつ、あらかじめ一定の期間を限って所轄税務署長の確認を受けたときは、当該公益法人等の収益事業としないと定めている。また、地方自治法第221条第3項では、収入及び支出の実績若しくは見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を実地について調査し、又はその結果に基づいて必要な措置を講ずべきことを求めることができると定めている。町田市外郭団体の指導監督に関する要綱第5では、事業報告及び決算報告の指導監督について、同要綱第6では、経営状況が適切かつ健全であるかの指導監督について定めている。

町田市地域活動サポートオフィスに係る関係書類の閲覧及び関係職員への質問を行ったところ、収益事業としない事務処理について、法令等で定める所轄税務署長の確認を受けず、主管部課による指導監督もなされていなかった。

主管部課によれば、町田市地域活動サポートオフィスの会計処理や決算事務については、疑義のある場合、顧問税理士に適時確認し、処理するよう指導監督を行っていたが、 法令等に関する認識不足があり、十分な指導監督ができていなかったとのことであった。

主管部課は、法人税法施行令等に基づき、出資(出えん)団体への指導監督を適正に 行うよう努められたい。

(2) 町田市町内会・自治会連合会補助金

<概要>

M 女/	
補助金交付団体	町田市町内会・自治会連合会
補助金交付額	2, 400, 000円
補助金交付要綱	町田市町内会・自治会連合会補助金交付要綱
制定年月日	1982年4月1日
直 近 の改正年月日	2020年3月31日
補助目的	町田市町内会・自治会連合会に対し、連合会が実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、地域住民の共同活動の振興を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
補助対象事業	1 連合会の活動を推進するために必要な事業 2 町田市町内会・自治会地区連合会の活動を推進するために必要な事業 3 町内会・自治会の活動を推進するために必要な事業 4 町内会・自治会の活動に係る調査及び研究に関する事業 5 上記1から4までに掲げるもののほか、補助目的を達成するために必要な事業
補助対象経費	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費を除い た経費 1 交際費 2 食糧費 3 上記1及び2に掲げるもののほか、市長が補助の対象と して不適当と認める経費
補助金の交付額	補助対象経費の額とし、240万円を限度とする

<補助金交付額の推移>

(単位:円)

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度
	(決算額)	(決算額)	(決算額)	(決算額)	(予算額)
補助金交付額	2, 400, 000	2, 400, 000	2, 400, 000	2, 400, 000	2, 400, 000

【指摘】補助金の交付決定に係る条件の通知については、補助金等の予算の執行に関する規則等にのっとり、適正に行うべきもの

補助金等の予算の執行に関する規則第8条第1項では、「市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。」と定め、同規則においては、補助金等の返還、財産処分の制限に関わる条件等を定めている。また、町田市補助金等の交付に関する要綱第15では、帳簿等の整理保管の条件を定めている。

町田市町内会・自治会連合会補助金に係る関係書類の閲覧を行ったところ、町田市町内会・自治会連合会に交付する補助金の交付決定通知書に、同規則及び同要綱に定めるところによる条件が記載されていなかった。

主管部課によれば、交付決定通知書の記載に際し、町田市町内会・自治会連合会 との間で疑義が生じる事項について記載することを重視し、同規則及び同要綱に定 めるところによる条件の記載をしていなかったとのことであった。

補助金の交付決定の通知における条件は、補助事業者にその条件の内容の履行を求めるためである。

主管部課は、補助金等の予算の執行に関する規則等にのっとり、補助金の交付決定に係る条件の通知を適正に行うべきである。

【意見】補助事業の成果の確認については、補助金等の予算の執行に関する規則等の 規定に基づき、適正に行うよう努められたい

補助金等の予算の執行に関する規則第6条第1項では、市長は、補助金等の交付の申請があった場合は、補助事業等の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金等の交付の決定をしなければならないと定めている。また、同規則第16条第1項では、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならないと定め、同規則第17条では、市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の審査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査することと定めている。

町田市町内会・自治会連合会補助金交付要綱第2では、地域住民の共同活動の振興を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを補助の目的として定め、同要綱第4では、補助対象事業について定めている。

町田市町内会・自治会連合会補助金に係る関係書類の閲覧を行ったところ、補助の目的に沿った補助事業の成果を記載する実績報告書になっていなかった。

主管部課によれば、実績報告書には記載がないが、市と共催により地区長会や市 政懇談会を開催しているという事実、町田市の町内会・自治会加入率が微減又は横 ばいを維持している事実をもって、補助事業の成果としているとのことであった。

町田市町内会・自治会連合会補助金では、補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請を行い、市は、交付申請された補助事業の目的及び内容を調査し、当該補助事業が同要綱に定める補助対象事業の目的に寄与することを確認し、補助金の交付決定を行うこととしている。

補助事業の完了後、補助事業者は、遂行された補助事業の成果を記載した実績報告書を提出し、市は、実績報告書の審査において、実績報告書に記載された補助事業の成果が補助金の交付決定と適合しているかを確認することとしている。

実績報告書には記載がないが、市との共催、町田市の町内会・自治会加入率の維持を成果としているとのことであるが、実績報告書に記載される補助事業の成果は、遂行された補助事業の成果が同要綱に定める補助対象事業の成果に適合することと、補助目的を踏まえた補助金の交付の決定の内容に適合することにより、補助金が地域住民の共同活動の振興を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを確認するためのものである。

主管部課は、補助金等の予算の執行に関する規則等の規定に基づき、補助事業の成果の確認を適正に行うよう努められたい。

(3) 町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金

<概要>

補助金交付団体	相原中村町内会
	20,000,000円
補助金交付額	(補助対象事業1「集会施設を新たに造る工事」に該当)
補助金交付要綱	町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱
制定年月日	2008年9月1日
直 近 の 改正年月日	2020年3月31日
補助目的	町内会・自治会が管理及び運営を行う集会施設の整備に要する経費の一部を補助することにより、広く地域コミュニティ活動の場である集会施設の整備を支援し、もって地域コミュニティ活動の発展に寄与することを目的とする。
補助対象事業	1 延べ面積が10平方メートル以上250平方メートル以下の集会施設を新たに造る工事を行う事業 2 既存の集会施設の延べ面積を増やす工事(増築後の延べ面積が250平方メートルを超えるものを除く。)を行う事業 3 既存の集会施設の一部の性能及び品質を向上し、又は回復させる工事を行う事業 4 集会施設に太陽光発電システム及び蓄電池システムを設置する工事を行う事業 5 集会施設の現況調査及び図面確認によって、必要な修繕の時期及び予算額を明らかにした長期間の計画書の作成を行う事業
補助対象経費 補助金の交付額	1 補助対象事業1及び2 設計監理費、建築工事費、アドバイザー費、地耐力調査費及び備品購入費 2 補助対象事業3 設計監理費、建築工事費及びアドバイザー費 3 補助対象事業4 太陽光発電システム及び蓄電池システムの設置工事費 4 補助対象事業5 調査費及び作成費 1 補助対象事業1から3まで及び5 補助対象経費の4分の3の額(他の同種の補助金等の交付を受けるときは、当該補助対象経費の実支出額から当該他の同種の補助金等の

の区分に応じ、それぞれ次に定める額とを比較していずれ か少ない方の額(当該額に1,000円未満の端数がある ときは、これを切り捨てた額)

- (1)補助対象事業1及び2 1平方メートル当たり15万円(鉄筋コンクリート造及び鉄骨造にあっては18万7,500円)に延べ面積(補助対象事業2にあっては、増築する部分に限る。)を乗じて得た額
- (2)補助対象事業3 1平方メートル当たり3万円に延 べ面積を乗じて得た額
- (3) 補助対象事業 5 10万円
- 2 補助対象事業 4 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に 定める額の合計額
 - (1) 太陽光発電システム 当該システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力を1キロワットで除した数(当該除した数に小数点以下第2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に2万5,000円を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と15万円とを比較して、いずれか少ない方の額
 - (2) 蓄電池システム 1台につき5万円
- (注) 2018年4月1日の要綱改正に伴い、補助金の交付額の算定基準が変更 されたが、本件は経過措置の対象であり、改正前の要綱の算定基準が適用さ れるため、改正前の要綱の算定基準を記載した。

<補助金交付額及び補助金交付件数の推移>

(単位:円)

	2017 年度 (決算額)	2018 年度 (決算額)	2019 年度 (決算額)	2020 年度 (決算額)	2021 年度 (予算額)
補助金交付額	26, 707, 000	37, 168, 000	63, 552, 000	32, 384, 207	3, 466, 000
補助金交付件数	8	7	10	6	1

(注)補助金交付額及び補助金交付件数については、補助対象事業1から5までの合計を記載した。

【意見】補助事業の成果の確認については、補助金等の予算の執行に関する規則等の 規定に基づき、適正に行うよう努められたい

補助金等の予算の執行に関する規則第6条第1項では、市長は、補助金等の交付の申請があった場合は、補助事業等の目的及び内容が適正であるかを調査し、補助金等の交付の決定をしなければならないと定めている。また、同規則第16条第1項では、補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならないと定め、同規則第17条では、市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の審査により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合するものであるかを調査することと定めている。

町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱第2では、広く地域コミュニティ活動の場である集会施設の整備を支援し、もって地域コミュニティ活動の発展に寄与することを補助の目的として定め、同要綱第8では、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助事業に係る事業計画の承認を受けなければならないと定めている。

町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金に係る関係書類の閲覧を行ったところ、補助の目的に沿った補助事業の成果を記載する実績報告書になっていなかった。また、補助事業に係る事業計画の承認基準も確認出来なかった。

主管部課によれば、集会施設が完成することと、完成後の集会施設を利用することを成果として捉えている。完成については実績報告書及び現地調査で確認しており、利用については翌年度以降、毎年4月に提出される前年度の利用状況報告をもって確認しているとのことであった。また事業計画の申請があった場合は、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱に規定された条件により、目的及び内容が適正であるかの確認はしているが、承認又は不承認の具体的な基準はなく、予算、緊急性、老朽化等を考慮に入れながら総合的な判断をしているとのことであった。

町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金では、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ事業計画の承認を受け、補助金の交付申請を行い、市は、交付申請された補助事業の目的及び内容を調査し、当該補助事業が同要綱に定める補助対象事業の目的に寄与することを確認し、補助金の交付決定を行うこととしている。

補助事業の完了後、補助事業者は、遂行された補助事業の成果を記載した実績報告書を提出し、市は、実績報告書の審査において、実績報告書に記載された補助事業の成果が補助金の交付決定と適合しているかを確認することとしている。

事業計画の具体的な基準はなく、総合的な判断しているとしているとのことであるが、事業計画の承認は、あらかじめ交付申請の前に、事業計画が補助対象事業の目的及び内容に沿って適正であることを確認し、複数の事業計画に対し評価をするものである。

また、集会施設が完成することと、完成後の集会施設を利用することを成果として捉えているとのことであるが、実績報告書に記載される補助事業の成果は、遂行された補助事業の成果が同要綱に定める補助対象事業の成果に適合することと、補助目的を踏まえた補助金の交付の決定の内容に適合することにより、補助金が広く地域コミュニティ活動の場である集会施設の整備を支援し、もって地域コミュニティ活動の発展に寄与することを確認するためのものである。

なお、完成後の集会施設の利用状況を確認することについては、実績報告書に記載された補助事業の成果ではないが、補助事業を評価する上で必要であると考える。 主管部課は、補助金等の予算の執行に関する規則等の規定に基づき、補助事業の成果の確認を適正に行うよう努められたい。